

議案第41号

つくばみらい市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税及び都市計画税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税及び都市計画税の特別措置に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（当該土地）」を「（家屋を新築する場合にあっては、当該土地）」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する新增設には、既存の事務所等の所有権を取得する場合を含むものとする。

附 則


（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後のつくばみらい市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税及び都市計画税の特別措置に関する条例の規定は、平成31年1月1日以後の事務所等の新增設を行った者に対する固定資産税及び都市計画税の課税免除の申請について適用する。

令和元年8月28日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

既存施設の有効活用を促進し企業誘致を推進するため、既存物件の取得により立地する企業を、新たに固定資産税等の特別措置の対象に加えるため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税及び都市計画税の特別措置に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第43号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「特例法人等」とは、市内に事務所又は事業所(風俗営業に該当する事業その他規則で定める事業の用に供するものを除く。以下「事務所等」という。)の新設又は増設(合併、分割その他規則で定める事由によるものでないものであって、次の各号のいずれかに該当するものに限る。以下「新增設」という。)をした法人又は個人をいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>2 前項に規定する新增設には、既存の事務所等の所有権を取得する場合を含むものとする。</u></p> <p>3 この条例において「特例資産」とは、特例法人等が事務所等の新增設により取得し、及び所有する固定資産(当該特例法人等と実質的に同一と認められる法人又は個人であって、規則で定めるものが取得し、及び所有する固定資産を含む。)のうち、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 法第341条第2号に規定する土地のうち、次号の家屋の敷地である部分(家屋を新築する場合にあっては、当該土地の取得の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする同号の家屋の建設の着手があったものに限る。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「特例法人等」とは、市内に事務所又は事業所(風俗営業に該当する事業その他規則で定める事業の用に供するものを除く。以下「事務所等」という。)の新設又は増設(合併、分割その他規則で定める事由によるものでないものであって、次の各号のいずれかに該当するものに限る。以下「新增設」という。)をした法人又は個人をいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 この条例において「特例資産」とは、特例法人等が事務所等の新增設により取得し、及び所有する固定資産(当該特例法人等と実質的に同一と認められる法人又は個人であって、規則で定めるものが取得し、及び所有する固定資産を含む。)のうち、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 法第341条第2号に規定する土地のうち、次号の家屋の敷地である部分(当該土地の取得の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする同号の家屋の建設の着手があったものに限る。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>